

告 示

埼玉県告示第四十四号

埼玉県議会令和三年一月臨時会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,200,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,368,533,176千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		483,292,246	58,200,200	541,492,446
	2 国庫補助金	361,171,294	58,200,200	419,371,494
歳入	合計	2,310,332,976	58,200,200	2,368,533,176

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		64,889,300	58,200,200	123,089,500
	1 商工業費	64,060,296	58,200,200	122,260,496
歳出	合計	2,310,332,976	58,200,200	2,368,533,176